

議会議案第 4 - 10 号

令和 4 年 12 月 15 日

葉山町議会議長 待寺 真司 様

教育民生常任委員会

委員長 荒井 直彦

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める
意見書の提出について

地方自治法第 109 条第 6 項及び葉山町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定によ
り、別紙のとおり提出します。

提案理由

国に対し、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求め
るため、提案するものであります。

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を 求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。

この状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入や16時間連続の長時間夜勤などの処遇改善をし、国の責任において必要な人員体制の確保をすることが必要である。また、感染対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化も強く求められる。

よって、国においては、次の事項について対策を講じられるよう要望する。

1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。

2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」を

なくし、複数夜勤体制とすること。

3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

葉山町議会

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣